

令和5年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 9. 19	R5. 10. 3	道路占用許可申請書 (占用場所：中央区築地 2-14-8、都 道50号新大橋通り)	19		1					1	1	1					(第 7 条第 2 号) 担当者の氏名は、特定の個人を識別できる情報であるため。 (第 7 条第 3 号) 電話番号(代表番号を除く。)は、公にすることにより、当該法 人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわ れるおそれがあるため。 (第 7 条第 4 号) 法人等の印影は、偽造されることにより犯罪に使用されるおそれ があるため。	建設局 第一建設事務所 管理課
2	R5. 8. 7	R5. 10. 4	・「上野恩賜公園園路広場その他清掃 委託」入札経過調書 (平成30年度～令和 5 年度) ・「上野恩賜公園桜花期清掃委託」見 積経過調書 (平成30年度～令和 5 年度) ・「上野恩賜公園桜花期清掃委託(そ の 2)」見積経過調書及び入札経過調 書 (平成30年度～令和 4 年度) ・「上野恩賜公園巡回美化清掃委託」 入札経過調書 (平成30年度～令和 5 年度) ・「上野恩賜公園清掃その他作業委 託」入札経過調書 (令和 2 年度～令和 5 年度) ・「上野恩賜公園便所等清掃委託」入 札経過調書 (平成30年度～令和 5 年度) ・「上野恩賜公園野外ステージ清掃委 託」入札経過調書 (平成30年度～令和 5 年度)	※	1													建設局 東部公園緑地事務 所 管理課	

令和5年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
3	R5. 8. 7	R5. 10. 4	・「上野恩賜公園園路広場その他清掃委託」委託設計書 ・「上野恩賜公園桜花期清掃委託」委託設計書 ・「上野恩賜公園桜花期清掃委託（その2）」委託設計書 ・「上野恩賜公園巡回美化清掃委託」委託設計書 ・「上野恩賜公園清掃その他作業委託」委託設計書 ・「上野恩賜公園便所等清掃委託」委託設計書 ・「上野恩賜公園野外ステージ清掃委託」委託設計書	※		1								1				(第7条第6号) 以後の類似委託の発注案件において予定価格が類推されることとなり、公正な入札等の遂行に支障を来すおそれがあるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課	
4	R5. 9. 26	R5. 10. 5	・平成30年度建設工事統計調査全国説明会資料 ・令和元年度建設工事統計調査全国説明会資料 ・令和3年度建設工事統計調査全国説明会資料 ・令和2年1月8日付電子メール ・令和2年6月15日付電子メール ・令和4年1月17日付電子メール ・令和4年1月17日付事務連絡	※		1													建設局 総務部 用度課	
5	R5. 8. 10	R5. 10. 5	東京都が「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」への追悼文を送っていない事案につき、2018年8月8日に〇〇の〇〇らが、都職員と面会した際「2017年の追悼文不送付は2016年の追悼文の認識変更を意味しない」趣旨の回答を得たが、そうした回答にいたる都職員同士のやりとりがわかる文書と、関係資料の一切。および本件につき、小池都知事と都職員のやりとりの内容がわかる文書と、関係資料の一切。						1										開示請求に係る公文書については、現に保有しておらず存在しない。	建設局 公園緑地部 管理課

令和5年度 公文書開示（10月決定分）

[illegible]

令和5年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
10	R5. 8. 10	R5. 10. 5	・ 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑等について ・ 都立横網町公園の関東大震災朝鮮人犠牲者行事等への対応について（平成29年 7月26日） ・ 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼行事への追悼文について（平成29年 8月 8日） ・ 都立横網町公園における関東大震災石原町被服廠跡地犠牲者慰霊祭への対応について（平成29年 8月10日）	※		1				1								（第 7 条第 2 号） 不開示箇所は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。	建設局 公園緑地部 管理課
11	R5. 8. 10	R5. 10. 5	・ 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑等について ・ 都立横網町公園の関東大震災朝鮮人犠牲者行事等への対応について（平成29年 7月26日） ・ 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼行事への追悼文について（平成29年 8月 8日） ・ 都立横網町公園における関東大震災石原町被服廠跡地犠牲者慰霊祭への対応について（平成29年 8月10日）	※		1				1								（第 7 条第 2 号） 不開示箇所は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。	建設局 公園緑地部 管理課
12	R5. 8. 10	R5. 10. 5	・ 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典実行委員会の抗議声明（令和 4 年 8 月29日）	※		1				1								（第 7 条第 2 号） 不開示箇所は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。	建設局 公園緑地部 管理課
13	R5. 8. 10	R5. 10. 5	・ 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典への知事追悼文の要望（令和 5 年 7 月31日） ・ FAX送付状	※		1				1								（第 7 条第 2 号） 不開示箇所は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。	建設局 公園緑地部 管理課
14	R5. 8. 10	R5. 10. 5	・ 「9. 1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」への参列又は追悼文送付を求める要請（令和元年 8 月 8 日） ・ 要望内容（発言骨子）（令和 3 年 7 月27日）	※		1				1								（第 7 条第 2 号） 不開示箇所は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。	建設局 公園緑地部 管理課

令和５年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
15	R5. 8. 9	R5. 10. 5	日比谷公園に関する都民からの要望及び苦情	※		1				1				1				（第 7 条第 6 号） 都の内部の管理情報であり、公にすることにより、当該部署の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第 7 条第 2 号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することのできる情報であるため。 （第 7 条第 2 号及び第 6 号） 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別することはできなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 都に寄せられた都政に関する提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公開を前提としたものではなく、公にすることにより本業務の信頼性が損なわれることとなり今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 公園緑地部 計画課
16	R5. 8. 9	R5. 10. 5	・ 日比谷公園第二花壇植栽基盤等調査委託における樹木診断カルテ ・ 日比谷公園樹木移植適性度診断委託（４）における樹木診断カルテ ・ 日比谷公園ほか 2 公園施設改修工事（単価契約）契約書 ・ 日比谷公園ほか 2 公園施設改修工事（単価委託）にれのき広場にかかる指示書	※		1				1		1						（第 7 条第 2 号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することのできる情報であるため。 （第 7 条第 4 号） 偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 公園緑地部 計画課
17	R5. 8. 9	R5. 10. 6	日比谷公園の文化財指定に関するすべての文書					1										当該公文書は、実施機関では保有しておらず、存在しない。	建設局 公園緑地部 計画課

令和5年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
18	R5. 9. 27	R5. 10. 11	石神井川上流第一調節池（仮称）工事に伴う本管詳細設計報告書（令和5年2月）のうち、 3. 9. 5 掘削土砂搬出計画、3. 9. 6 掘削土砂搬出計画（工事用進入路）、 4. 6. 4 施工計画書作成（6） 進入路計画（掘削土砂搬出計画）、〇〇協議資料	24	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</

令和5年度 公文書開示（10月決定分）

[illegible]

令和5年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
25	R5. 9. 19	R5. 10. 17	・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う基本設計 …設計書一式、特記仕様書、設計委託報告書 ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う樹木調査委託 …設計書一式、特記仕様書、設計委託報告書 ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う水理模型実験委託 …設計書一式、特記仕様書、設計委託報告書 ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う水理模型実験委託（その2） …設計書一式 ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地下水調査委託（その1） …設計書一式、特記仕様書、設計委託報告書 ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地下水調査委託（その2） …設計書一式 ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地質調査（その1） …設計書一式、特記仕様書、設計委託報告書 ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地質調査（その2） …設計書一式、特記仕様書、設計委託報告書 ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地質調査（その3） …設計書一式、特記仕様書、設計委託報告書 ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地質調査（その4） …設計書一式、特記仕様書、設計委託報告書 ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地質調査（その5） …設計書一式、特記仕様書、設計委託報告書 ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地質調査（その6） …設計書一式 ※個人情報を含むページ及び成果品の巻末資料については除く	※	1															建設局 第三建設事務所 工事第二課

令和5年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
26	R5. 10. 11	R5. 10. 20	・ 港区海岸三丁目に係る平面図 ・ 港区海岸三丁目に係る地下埋設物の平面図及び構造図 ・ 土地売買契約書（平成9年3月28日）	5		1				1		1						（第7条第4号） 公にすることにより偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第7条第2号） 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。	建設局 総務部 用度課
27	R5. 10. 10	R5. 10. 20	令和5年度建設局庁有車の任意自動車保険契約に係る ・ 保険契約明細書 ・ 車両一覧	※		1						1						（第7条第4号） 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 総務部 用度課
28	R5. 10. 17	R5. 10. 23	石神井川整備工事（新柳橋上下流右岸） 設計変更書（第一回設計変更～第三回設計変更） 工事変更設計書、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書、機械器具調書、材料品調書	※		1													建設局 河川部 改修課
29	R5. 8. 30	R5. 10. 24	・ 平成30年度 第4回日比谷公園ランドデザイン検討会資料 ・ 平成30年度 第4回日比谷公園ランドデザイン検討会議事録	※		1													建設局 公園緑地部 計画課
30	R5. 9. 1	R5. 10. 27	・ 平成30年8月29日付公園占用許可申請書及び許可関係資料 一式 ・ 令和元年7月16日付公園占用許可申請書及び許可関係資料 一式 ・ 令和2年8月12日付公園占用許可申請書及び許可関係資料 一式 ・ 令和3年8月11日付公園占用許可申請書及び許可関係資料 一式 ・ 令和4年8月10日付公園占用許可申請書及び許可関係資料 一式 ・ 令和5年8月16日付公園占用許可申請書及び許可関係資料 一式	※		1				1		1						（第7条第2号） 特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより識別することができるものを含む）情報であるため。 （第7条第2号） 特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第7条第4号） 偽造されることにより犯罪に使用されるおそれがあるため。	建設局 公園緑地部 公園課

令和5年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
31	R5. 9. 1	R5. 10. 27	2 建公公第303号「横網町公園において9月1日に集会を開催する場合の占用許可条件の運用について」	※	1														建設局 公園緑地部 公園課
32	R5. 9. 1	R5. 10. 27	・ 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑等について ・ 都立横網町公園の関東大震災朝鮮人犠牲者行事等への対応について（平成29年7月26日） ・ 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼行事への追悼文について（平成29年8月8日）	※	1														建設局 公園緑地部 管理課
33	R5. 9. 1	R5. 10. 27	・ 都立横網町公園における関東大震災石原町被服廠跡地犠牲者慰霊祭への対応について（平成29年8月10日）	※		1				1								（第7条第2号） 不開示箇所は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。	建設局 公園緑地部 管理課
34	R5. 9. 29	R5. 10. 27	・ FAX送付状	4	1														建設局 公園緑地部 管理課
35	R5. 9. 29	R5. 10. 27	・ 2023年「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」への追悼の辞送付要請 ・ 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典への知事追悼文の要望（令和5年7月31日）	※		1				1		1						（第7条第2号） 不開示箇所は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 （第7条第4号） 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 公園緑地部 管理課

令和5年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
36	R5. 10. 14	R5. 10. 27	・2023年「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」への追悼の辞送付要請 ・「関東大震災朝鮮人虐殺100年東京同胞追悼会」への小池都知事の「追悼の辞」送付を求める要請 ・FAX送付状 ・FAX送付状 ・令和五年秋季慰霊大法要追悼文下附願	※		1					1	1	1					(第7条第2号) FAX送付状の宛先氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 (第7条第3号) 未公開のFAX番号は、団体の内部管理に関する情報であり、公にすることにより法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 公園緑地部 管理課	
37	R5. 10. 14	R5. 10. 27	・令和5年4月20日付 ○○打合せ議事録 ・令和5年6月6日付 ○○打合せ議事録 ・令和5年7月13日付 ○○集会打合せ議事録 ・令和5年7月26日付 ○○集会打合せ議事録 ・令和5年8月16日付 ○○集会打合せ議事録	※		1					1	1			1			(第7条第2号) 特定の個人を識別することができる(他の情報と照合することにより識別することができるものを含む)情報であるため。 (第7条第6号) 公にすることにより、公園管理事務に支障を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第6号) 許可申請に係る事前調整にあたるものであり、公にすることにより、許認可手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第3号) 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	建設局 公園緑地部 管理課	

令和５年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
38	R5. 10. 14	R5. 10. 27	・ 令和 5 年 8 月 16 日 付 公 園 占 用 許 可 申 請 書 及 び 許 可 文 書 一 式 ・ 令和 5 年 8 月 9 日 付 公 園 占 用 許 可 申 請 書 及 び 許 可 文 書 一 式 ・ 令和 5 年 8 月 11 日 付 公 園 占 用 許 可 申 請 書 及 び 許 可 文 書 一 式	※		1				1		1						（第 7 条第 2 号） 特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより識別することができるものを含む）情報であるため。 （第 7 条第 2 号） 特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第 7 条第 4 号） 偽造されることにより犯罪に使用されるおそれがあるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
39	R5. 10. 14	R5. 10. 27	関東大震災並びに都内戦災遭難者秋季慰霊大法要の公園使用申請書及び許可文書					1										当該文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
40	R5. 10. 20	R5. 10. 30	等々力大橋（仮称）下部工事（その 5）に係る見積決定書、特別調査結果、数量計算書、工期算定表、登録単価表、水道料金計算書、鋼材質料算出表	※		1					1			1				（第 7 条第 3 号） 会社の経営上の情報であり、これらを開示した場合にはほかの会社に経営上の情報が知られることとなり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （第 7 条第 6 号） 今後当局が行う同種の見積において、見積会社の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適正な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。 （第 7 条第 6 号） これらの情報は、都が行う公にしていな見積精査の過程であり、開示することにより、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。	建設局 道路建設部 道路橋梁課

令和５年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
41	R5. 10. 17	R5. 10. 31	都立明治公園 (Park-PFI事業地) に関して 1) 東京都が都立明治公園をPark-PFI事業に選定した経緯、理由に関する文書 2) 東京都が〇〇をPFI事業者に選定した経緯、理由が分かる文書															東京都情報公開条例第18条2項により、公表を行っている情報と同一の情報が記載されているものであるため、開示をしない。	建設局 公園緑地部 公園課	
42	R5. 10. 17	R5. 10. 31	都立明治公園 (Park-PFI事業地) に関して 3) 〇〇が〇〇に出した〇〇による取材申請及び許可文書 4) 〇〇の取材と9月15日の都知事定例記者会見の整合性について庁内で検討した日時内容が分かる文書					1										当該公文書は、実施機関では保有しておらず、存在しない。	建設局 公園緑地部 公園課	

表の見方

＜決定区分＞

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「１」を記入しています。

＜（根拠規定）条例７条＞

・一部開示及び不開示について、条例７条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「１」を記入しています。

＜公文書の件名＞

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の枚数＞

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。